

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27年葉山町条例第20号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和7年9月3日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

国が進める基幹業務システムの標準化に伴いシステムの仕様が変
わり、今まで行っていた住登外者の情報の管理について新たに条例で
規定する必要がある、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葉山町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び町長」を「、町長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに町長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中	町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年葉山町規則第5号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	を
	教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務	

町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年葉山町規則第5号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	に改める。
町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	
教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務	
教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
町長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務	介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの

	する事務であって規則で定めるもの	障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
町長	葉山町心身障害者医療費助成規則による心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
町長	葉山町重度障害者住宅設備改	地方税に関する情報であって規則で定めるもの

	造に関する助成要綱による重	もの
	度障害者住宅設備改造の助成	障害者に関する情報であって規則で定める
	に関する事務であって規則で	もの
	定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
町長	葉山町身体障害者自動車改造	地方税に関する情報であって規則で定める
	費助成事業実施要綱による身	もの
	体障害者自動車改造費助成に	障害者に関する情報であって規則で定める
	関する事務であって規則で定	もの
	めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
町長	葉山町子どもの医療費の助成	地方税に関する情報であって規則で定める
	に関する条例による子どもの	もの
	医療費の助成に関する事務で	障害者に関する情報であって規則で定める
	あって規則で定めるもの	もの
		ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
町長	葉山町ひとり親家庭等の医療	地方税に関する情報であって規則で定める
	費助成に関する規則によるひ	もの
	とり親家庭等の医療費の助成	障害者に関する情報であって規則で定める
	に関する事務であって規則で	もの
	定めるもの	子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
----	---	-------	----------------------

教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
-------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

1 趣 旨

国が進める基幹業務システムの標準化に伴いシステムの仕様が変わり、今まで行っていた住登外者の情報の管理について新たに条例で規定する必要があるため、所要の改正を行うこととした。

※住登外者宛名番号管理機能

住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者）を地方公共団体内で一意に特定するため、住登外者宛名番号を付番し、及び管理する機能。

従来は、必要に応じ各業務システムごとに管理していた宛名番号を住登外者宛名番号管理機能により統一するもの。

2 内 容

- （１）個人番号の独自利用を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加することとした。
- （２）特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関（教育委員会等）への情報提供を行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加することとした。
- （３）法定事務等の庁内連携において、住登外者宛名情報（特定個人情報）を利用できることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年10月14日条例第20号 第1条 (略) 第2条 (略) 第3条 (略) (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、<u>町長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務並びに町長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務とする。</u> 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 <u>町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付</u>	○葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年10月14日条例第20号 第1条 (略) 第2条 (略) 第3条 (略) (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務<u>及び町長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</u> 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 (新設)

改正後	改正前																																
番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。 5 第2項の規定による利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 第5条 （略） 第6条 （略） 別表第1（第4条関係） <table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>町長</td><td>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）による心身障害者医療費助成に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>葉山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）による子どもの医療費の助成に関する事務</td></tr> </table>	機関	事務	町長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務	町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務	町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務	町長	葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）による心身障害者医療費助成に関する事務	町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務	町長	葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務	町長	葉山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）による子どもの医療費の助成に関する事務	4 第2項の規定による利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 第5条 （略） 第6条 （略） 別表第1（第4条関係） <table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>町長</td><td>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）による心身障害者医療費助成に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>葉山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）による子どもの医療費の助成に関する事務</td></tr> </table>	機関	事務	町長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務	町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務	町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務	町長	葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）による心身障害者医療費助成に関する事務	町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務	町長	葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務	町長	葉山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）による子どもの医療費の助成に関する事務
機関	事務																																
町長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務																																
町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務																																
町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務																																
町長	葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）による心身障害者医療費助成に関する事務																																
町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務																																
町長	葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務																																
町長	葉山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）による子どもの医療費の助成に関する事務																																
機関	事務																																
町長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務																																
町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務																																
町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務																																
町長	葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和52年葉山町規則第1号）による心身障害者医療費助成に関する事務																																
町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務																																
町長	葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務																																
町長	葉山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）による子どもの医療費の助成に関する事務																																

改正後			改正前		
町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則 (平成4年葉山町規則第5号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務		町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則 (平成4年葉山町規則第5号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	
町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務		(新設)	(新設)	
教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務		教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務	
教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務		(新設)	(新設)	

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
町長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
町長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		(新設)
町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって

改正後				改正前			
			規則で定めるもの			規則で定めるもの	
			<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			<u>(新設)</u>	
町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		地方税に関する情報であって規則で定めるもの	町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの	
			介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの			介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの	
			障害者に関する情報であって規則で定めるもの			障害者に関する情報であって規則で定めるもの	
			<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			<u>(新設)</u>	
町長	葉山町心身障害者医療費助成規則による心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの		地方税に関する情報であって規則で定めるもの	町長	葉山町心身障害者医療費助成規則による心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの	
			障害者に関する情報であって規則で定めるもの			障害者に関する情報であって規則で定めるもの	
			子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの			子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	
			ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの			ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	
			医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの			医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの	
			<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			<u>(新設)</u>	
町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する		地方税に関する情報であって規則で定めるもの	町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する	地方税に関する情報であって規則で定めるもの	

改正後				改正前			
		助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者に関する情報であって規則で定めるもの (新設)
町長		葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	町長		葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの (新設)
町長		葉山町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	町長		葉山町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの (新設)
町長		葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの 子どもの医療費の助成に関する	町長		葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの 子どもの医療費の助成に関する

改正後				改正前			
		であって規則で定めるもの	る情報であって規則で定めるもの			る情報であって規則で定めるもの	
		医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの	医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの				
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	(新設)				
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税に関する情報であって規則で定めるもの	教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。